

## 不動産部会の開催趣旨等について

## 1 開催趣旨

- ・ 我が国が本格的な人口減少・少子高齢化を迎える中、国民資産である住宅ストックの有効活用、既存住宅流通市場の拡大による経済効果の発現、ライフステージに応じた住替えの円滑化による豊かな住生活の実現など、時代の変化に伴う不動産市場の環境整備は重要な課題となっており、的確な対応が求められている。
- ・ こうした対応の一環として、先般、既存の建物の取引における情報提供の充実を通じた既存住宅の流通促進を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物状況調査（インスペクション）の結果概要を重要事項として買主に説明すること等を内容とする宅地建物取引業法の改正が行われたところである。
- ・ 以上の状況を踏まえ、有識者、消費者、事業者等の関係者から幅広く御意見を伺いつつ、改正法施行に向けてインスペクション制度の具体化等を図るとともに、今日の不動産政策をめぐる諸課題についての検討を行うため、不動産部会を開催するものである。

## 2 主な検討事項

## ○インスペクション制度の具体化について

- 1) 建物状況調査の対象範囲、実施者の要件等の決定
- 2) 重要事項説明書等の参考書式の整備

## ○今日の不動産政策をめぐる諸課題について

など

以 上